



第十九回

民主党政権一年目の通信簿

Yoshio Matsumoto

ジャーナリスト
松本克夫

政権交代からちょうど一年で、菅改造内閣が発足しました。この一年間、地方分権改革はどれだけ進んだのか、整理しておきましょう。

ねじれ国会が壁に

民主党政権は発足後間もなく、首相を議長とする地域主権戦略会議を設け、地域主権戦略の工程表(原口プラン)を作成しました。今年六月には、それまでの作業を踏まえ、戦略大綱をまとめました。この中には、地方分権改革推進委員会(丹羽宇一郎委員長)から勧告を受けたものの、手付かずだった前政権からの宿題があります。主なものは、①法令による義務付け・枠付けの見直し②基礎自治体への権限移譲③国の出先機関改革④直轄事業負担金の廃止です。

新政権が独自に打ち出したものには、昨年の総選挙の際、地方からの要望を受け入れた国・地方の協議の場の法制化や、民主党がマニフェストに掲げたひも付き補助金の廃止と一括交付金化、地方政府基本法の制定(地方自治法の抜本見直し)などがあります。

盛り沢山ですが、実施されたのは、地方からの批判が強かった直轄事業負担金のうちの維持管理費分の廃止くらいです。建設費分の負担金についてはなお検討中です。義務付け・枠付けでは、保育所の施設規準の緩和を含め第一次見

直し分が法案の形になりましたが、国・地方協議の場の法制化同様、野党の反対で成立していません。自民党は「地域主権」という表現自体に反対しており、成立は容易ではありません。

義務付け・枠付けの第二次の見直しで、項目ベースで勧告の八四%を見直し、基礎自治体への権限移譲も勧告の七二%を実施する案がまとまりました。しかし、先に提出した法案が成立しないようでは、第二次分の法案成立も見通しが立ちません。

国の出先機関については、八府省がそれぞれ十三の出先機関の事務・権限の自己仕分けをした上で、地域主権戦略会議で実施プランを決めることにしています。しかし、各府省の仕分け作業の結果は、地方への移譲がほとんどゼロに近いものですから、よほど菅直人首相が指導力を発揮しない限り、戦略大綱に明記した「出先機関の原則廃止」は難しそうです。

民主党の売り物の政策である補助金の一括交付金化は来年度から実施します。来年度は公共事業など投資分が対象ですが、どこまで各省の枠を超えた交付金にできるかが焦点です。地方自治法の見直しでは、総務相を議長とする地方財政検討会議で、議会と長との関係や監査委員制度から検討を始めていますが、抜本見直しに至るまでには時間がかかりそうです。

住民自治重視に転換か

こう見てくると、民主党政権が前政権からの宿題に取り組んでいる点は評価できますが、成果は小さいと気付きます。まだ一年目と大目に見れば、まずまず及第点でしょうが、二年目は実現度が問われます。手を広げすぎた感もありますから、重点を絞る必要があるでしょう。

鳩山由紀夫前首相が地域主権戦略を「一丁目一番地」と称していたのに比べ、菅首相は消極姿勢が目立ちましたが、改造内閣の発足に際しての会見では、内閣の三つの課題の一つに地域主権を挙げました。担当の総務相には、唯一の民間人閣僚として、片山善博前鳥取県知事を起用しました。片山氏は歯に衣着せぬ発言で知られていますが、分権改革では住民自治を重視してきました。例えば、地方債発行に関する国との協議制はやめて、住民投票で発行人の是非を決めればよいという主張を繰り返してきました。国・地方協議法制化にも批判的です。

既に、工程表に沿った作業が動き出している上、各省を説得する必要もありますから、片山氏が持論をそのまま実行するのは無理でしょう。ただ、重点の置き方は違ってくるはずですよ。特に地方自治法の見直しでは、住民投票の法制化が取り上げられる可能性もあります。